

## 漁業構造改革総合対策事業について（概要版）

収益性を重視した操業・生産体制への転換等を5つの方法で支援します。

## 1-1 事業の概要

沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業及び養殖業等の各種漁業を対象に、水産業の体質強化を図るため、資源管理や漁場環境改善に取り組みつつ収益性重視の操業・生産体制への転換を推進し、国際競争力があり、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体を育成する目的で、「漁業構造改革総合対策事業」（もうかる漁業創設支援事業を含む。）を実施しています。

この事業では、地域の漁業者や流通・加工業者、造船業者、金融機関及び地方公共団体等が一体となって、収益性を向上するための改革計画又は操業転換方針を作成します。

そして、中央協議会の審査を経て認定を受けた場合には、その認定改革計画又は認定操業転換方針に基づく下記の（1）～（4）のいずれかの実証を行う取組を支援します。

また、マーケットイン型養殖経営を推進し、国際競争力を備えた養殖業への転換を促進するため、養殖経営体が養殖業改善計画を作成して認定を受けた場合、技術開発を行う者がマーケットイン型養殖経営の実現に貢献する分野での技術開発計画を作成して認定を受けた場合、又は異業種分野との連携によるイノベーション等を進める養殖ビジネス計画を作成して認定を受けた場合には、その認定養殖業改善計画、認定養殖業技術開発計画、又は認定養殖ビジネス計画に基づく（5）の実証を行う取組を支援します。

なお、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、公募により選定された事業主体として、この事業の適切かつ円滑な運営を行います。

## 1-2 もうかる漁業創設支援事業の主なメニュー（令和7年12月16日付要領改正）

### （1）改革型漁船等の収益性改善の実証事業（改革型メニュー）

ア 単一の水産資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化に必要な改革型漁船の導入による収益性改善の実証

イ 沿岸漁業者が行う、協業化による収益性改善の実証

ウ 新魚種の導入等の新たな養殖業の生産体制への転換を図ることによる収益性改善の実証

上記の取組を行うことにより、地域・グループの漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するもの。

## (2) 漁船等の収益性回復の実証事業（既存船活用型）

ア 養殖業の生産から流通にわたる抜本的な見直しを行い、飼料の高騰等経営環境の変化に対応し、10%以上の生産性を向上させつつ持続的に経営できる経営体への転換の実証

イ サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁の影響を克服するため、単一の資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化、養殖業への転換、複数経営体の連携による協業化や共同経営化等の抜本的な操業・生産体制の改革による収益性向上の実証であり、10%以上の生産性を向上させるものであって、令和8年度末までに認定を受けた改革計画に基づくもの。

これらの取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産体制への転換を促進するもの。

## (3) 海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業

海洋環境変化により漁獲対象種に変化が生じている漁業において、複数経営体の連携による協業化や経営統合、養殖業への転換、漁獲対象種・漁法の転換等を進めることにより、環境変化を背景としたリスクに強い操業・生産体制への転換を促進しようとするもの。

## (4) 先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

国が策定する養殖業成長産業化のための総合戦略(※)に基づき、新たな養殖手法・技術の活用、協業化等による収益性向上のための実証を通じて、国際競争力を備えた生産体制への転換を促進するもの。

ア 自然環境と隔離され、出荷時期の調整もしやすい閉鎖循環式等による養殖生産物の安定供給、収益性向上等を図る陸上養殖の実証

イ 大規模沖合養殖システムの導入や協業化等による収益性向上等を図る海面養殖等の実証

※「養殖業成長産業化総合戦略」（令和2年7月策定、令和3年7月改訂）。

(1) のメニューにおいても、養殖業の収益性改善の実証事業に取り組むことができますので、関心がある場合はお問い合わせください。

## (5) マーケットイン型養殖業等実証事業

ア マーケットイン型養殖経営(※)を推進するための取組を行う養殖経営体に対して、認定養殖業改善計画に基づく資材・機材の導入による生産性向上又は収益性向上のための実証  
※需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う経営体又はその経営体を含む養殖バリュー・チェーンが行う養殖業のこと。

イ マーケットイン型養殖経営の実現に貢献する分野での技術開発を行う者による認定養殖業技術開発計画に基づく技術開発及び実証 (提案公募型メニュー)

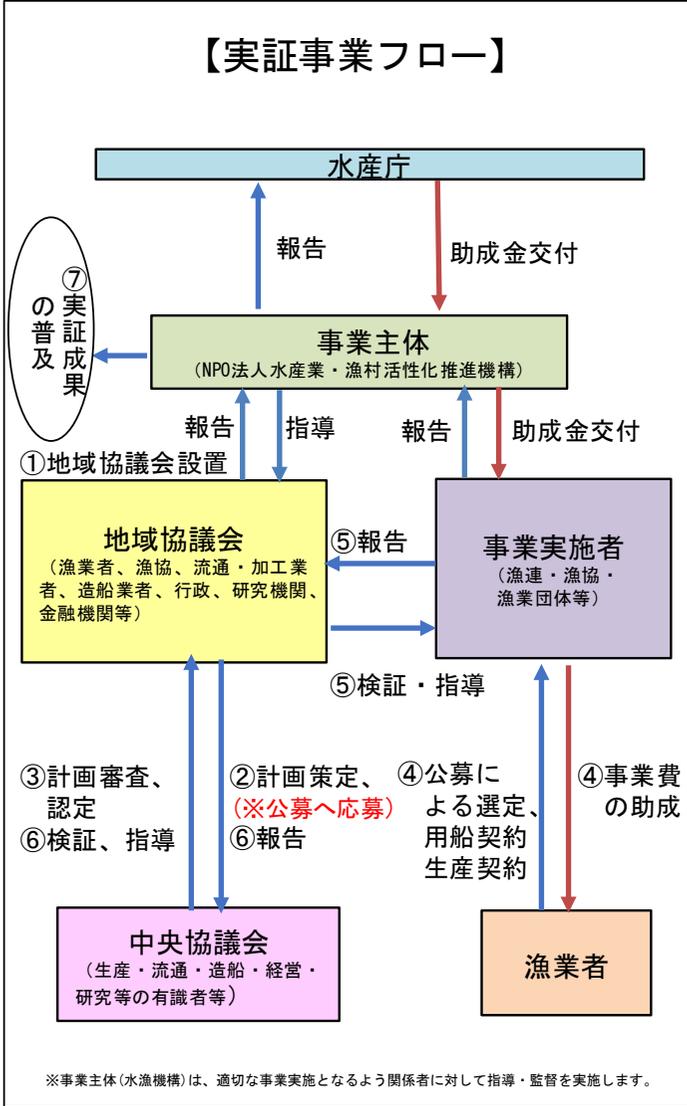
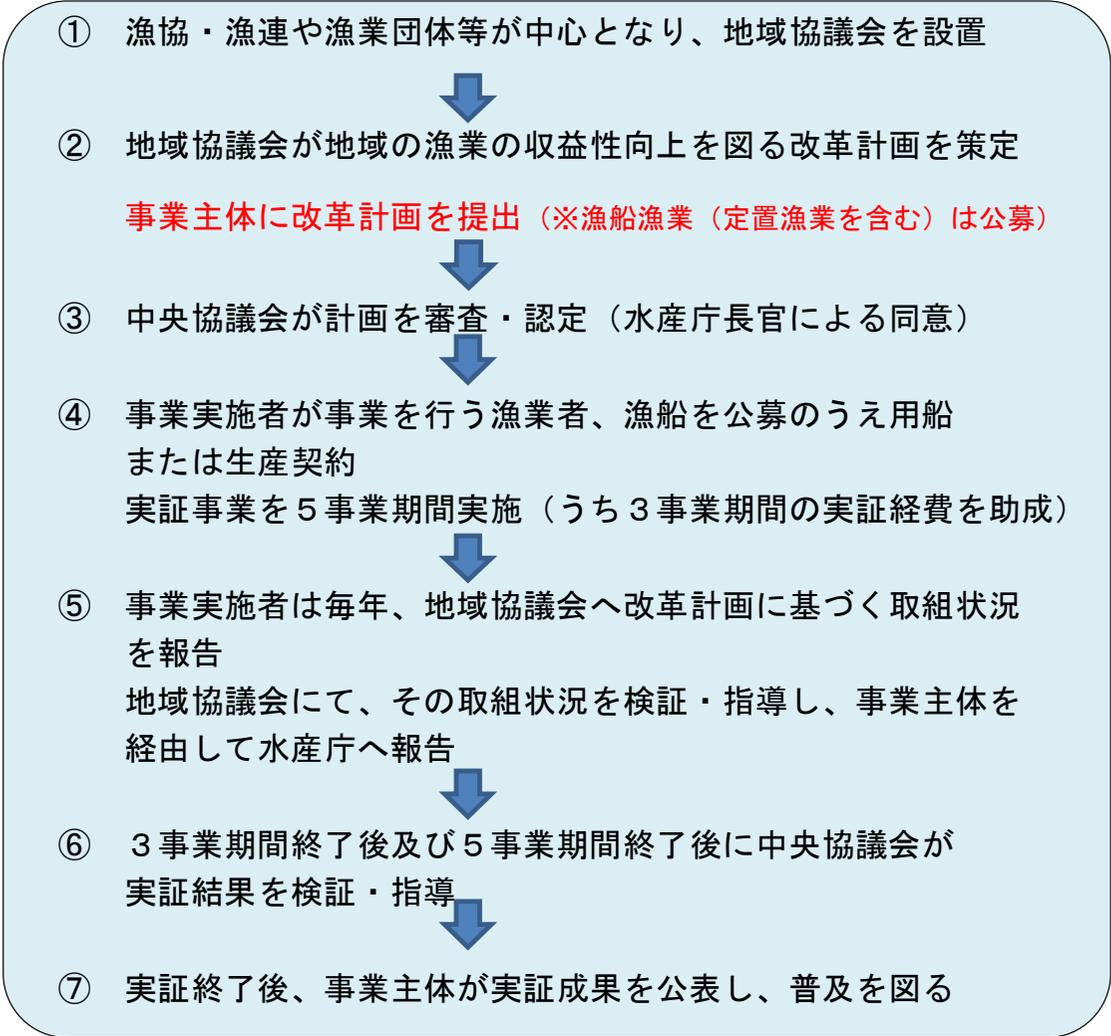
ウ マーケットイン型養殖業への転換を推進するために、異業種分野と連携する者による、認定養殖ビジネス計画に基づく収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証 (養殖シナジーマニュー)

これらの実証の取組により、国際競争力を備えた養殖生産体制への転換を促進しようとするもの。

図1 事業の流れ【1-2の(1)、(2)、(4)の事業】

## もうかる漁業創設支援事業 概要

### 事業の流れ



## **2-1 事業の流れ【1-2の(1)、(2)、(4)の事業】**

### **(1) 地域協議会の設置と改革計画の作成**

本事業に取り組むためには、漁業の構造改革に取り組もうとする地域ごとに、地域プロジェクト運営者（漁協等）が地域の漁業者、流通・加工業者や造船業者等の代表、金融機関、地方公共団体の職員や有識者等により構成される地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）を設置します。

その後、地域協議会において、地域の関係する官民が一体となって、漁獲から流通・販売に至る操業・生産体制を改革することで、収益性の向上を図る改革計画を作成します。

計画作成に当たっては、水揚高の減少や燃油価格及び餌料価格の高騰等の変動リスクを考慮する必要があります。

また、本事業は、将来の漁船の再建造や養殖施設の更新等を念頭においた持続可能な漁業経営モデルを実証するものであることから、減価償却費や引当金等を考慮した償却後利益の確保も目指した改革計画を作成することが必要です。

さらに、改革計画書には、資源管理計画又は改正漁業法に基づく数量管理の高度化や漁獲報告の電子化・自動化等の資源管理の取組を記載することや、「みどりの食料システム戦略」（省エネの取組）を推進する取組として、水揚量又は水揚金額あたりの燃油使用量の削減目標の設定、漁船の安全性、居住性及び作業性の向上及び乗組員の労働環境改善・安全対策などの取組内容を明確に記載する必要があります。

### **(2) 事業主体(水漁機構)による改革計画の公募及び提出**

事業主体は、国から交付を受けた予算額を踏まえ、実証事業に使用できる予算額（新規認定可能予算額）を算出し、その範囲内で年数回、認定を受けようとする改革計画を、ホームページにて公募します。

地域協議会は、この公募に対して、策定した改革計画を期限までに提出し、漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）での審査・認定に備えます（養殖については公募の対象ではありませんので、随時提出可能です）。

この間に、専門家（中央協議会委員）の現地調査等により指導・助言を実施する場合があります。

### **(3) 中央協議会による改革計画の審査・認定**

中央協議会は、応募のあった改革計画について、一定の審査基準により審査し、操業・生産体制の改革により収益性が確保されると判断される場合には、改革計画を認定します。

#### (4) 改革計画に基づく実証事業の実施、地域協議会による助言等

認定された改革計画に基づいて、地域協議会において事業実施者として選定された漁協等が、公募により実証事業に使用する漁業者を選定した後、漁協等と漁業者とが用船契約又は養殖生産契約を締結し、当該漁船や養殖施設等を使用して収益性向上等の実証事業を行います。

つまり、事業実施者となる漁協等と、用船契約又は養殖生産契約の相手方となる漁業者が連携して、認定された改革計画に沿った操業を行う必要があります。

また、地域プロジェクト運営者は、事業実施者や用船契約又は養殖生産契約を結んだ漁業者と連携して、実証期間中は概ね6か月ごとに進捗状況を把握し、収益性向上が図られていない場合には、状況に応じた改善措置を含めた指導・助言を行う必要があります(※)。

なお、実施の条件として、実証事業により得られた成果等の情報の利用への同意、過去1年間に海事関係法令違反による死亡災害事故が発生していないこと及び過去5年間に本事業要領等の規定に反する行為を行っていないこと等の条件があります。

※不漁を原因とするものなど、速やかな改善が困難な場合には、中期的な視点で助言することも考えられます。

#### (5) 実証事業の事業期間と支援期間

##### ① 事業期間

本事業は、5事業期間にわたり、認定された改革計画に基づいて実証事業に取り組むものです。実証事業は、水産庁長官の承認を得た実施計画に基づき行います。

1事業期間は、漁業にあつては1年を超えない期間、養殖業にあつては養殖の開始から出荷までの期間とします。

ただし、外的要因や新たな操業・生産体制への習熟に時間を要する等の理由により5事業期間で実証成果を判断することが難しい場合は、その原因及び改善策を明確にして認定改革計画の見直しを行った上で、6事業期間以降の実証を行うことができます。

##### ② 支援期間

この事業により国から支援を受けられる期間は、漁業にあつては、最長で3事業期間（既存船型メニューについては2事業期間）までです。実施計画が複数となる場合、最初の実施計画に基づく支援開始から最後の実施計画に基づく支援終了までが5年を超えることはできません。

また、養殖業にあつては、最長で3事業期間まで（既存船型メニューについては2事業期間）継続して実施することができます。ただし、5年（既存船型メニューについては4年）を超えて事業を実施することはできません。

※地域協議会の活動経費については、改革計画の認定前及び支援期間（用船期間、契約期間）終了後であっても、予算の範囲内で支援を受けることが可能です。

## **(6) 結果の取りまとめと報告**

認定された改革計画の実施に併せて、地域協議会が事業実施者である漁協等と協力して履行状況の確認、次期事業期間に向けた改善策等の検討を行うとともに、事業期間ごと（1～5事業期間の各期終了ごと）及び改革計画の計画期間の中間時（3事業期間終了時）及び終了時（5事業期間終了時）に実証結果報告書を作成し、事業主体を經由して水産庁長官に提出します。

また、事業実施者である漁協等は、3事業期間（既存船型メニューの場合は2事業期間）終了後及び5事業期間終了後に、認定された改革計画の内容と比較・検証した実証結果をとりまとめ、地域協議会及び中央協議会に報告していただきます。

併せて、資源評価及び資源管理を行うため、水産庁の指定する方法により、改革計画に係る魚種ごとに、漁獲量、大きさその他の漁業生産の実績等について報告していただきます。

## **(7) 中央協議会による実証結果の検証**

中央協議会は、事業実施者である漁協等から実証結果の報告を受け、実証成果の検証や減価償却前及び償却後の利益の確保が図られていないときの改善策などについて、指導及び助言を行います。

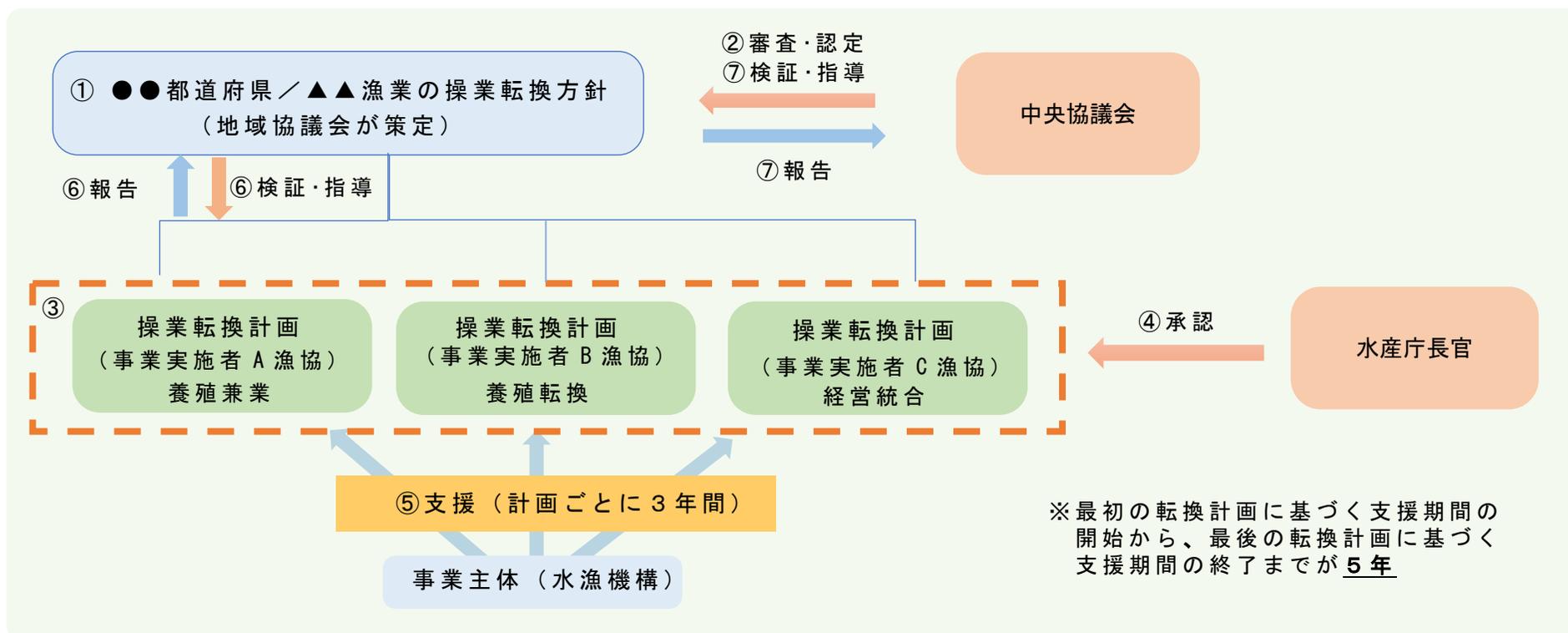
## **(8) 事業主体（水漁機構）による公表**

また、これらの取組による成果や効果については、事業主体がホームページでの公表により普及啓発に努めます。

図2 事業の流れ【1-2の(3)の事業】

もうかる漁業創設支援事業概要 (操業転換 Ver)

- ① 漁協・漁連や漁業団体等が中心となり、地域協議会を設置。  
地域協議会が都道府県の包括的な操業転換方針を策定。
- ② 策定された操業転換方針を、中央協議会で審査・認定（認定後、水産庁長官による同意）。
- ③ 地域協議会が選定した漁協、漁連等（事業実施者）が、操業転換方針に沿った操業転換計画を策定。
- ④ 水産庁長官が操業転換計画を承認。
- ⑤ 事業実施者が操業転換計画に基づき収益性確保の実証の取組を5年間実施（計画ごとに3年間、実証経費を助成）。
- ⑥ 事業実施者は毎年、地域協議会へ操業転換計画に基づく取組状況を報告。  
地域協議会にて、その取組状況を検証・指導し、都道府県及び事業主体を經由して水産庁へ報告。
- ⑦ 3事業期間終了後及び5事業期間終了後に中央協議会が実証結果を検証・指導。
- ⑧ 実証終了後、事業主体が実証成果を公表し、普及を図る。



## **2-2 事業の流れ【1-2の(3)の事業】**

### **(1) 地域協議会の設置と操業転換方針の作成**

本事業に取り組むためには、地域プロジェクト運営者（漁協等）が地域の漁業者、流通・加工業者、造船業者等、金融機関、地方公共団体及び有識者等により構成される地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）を設置します。

その後、地域協議会において、各都道府県における漁業の現状や海洋環境変化等の状況を踏まえ、地域プロジェクト運営者の所在する都道府県行政機関による指導のもと、都道府県全体の包括的な計画となるように考慮した上で、海洋環境の変動に対応した操業転換により収益性を確保するための操業転換方針を作成します。

操業転換方針の策定に当たっては、漁業関係制度、漁場紛争の防止、資源管理の観点も考慮し策定します。

操業転換方針には、海洋環境の変動に対応した操業転換の具体的な方法（漁業種類や漁獲目的魚種の転換、養殖業との兼業等）、操業コスト削減のための効率化（協業化、経営統合等）、付加価値向上などの取組内容を明確に記載する必要があります。

### **(2) 操業転換方針の提出**

地域協議会は操業転換方針を策定した上で事業主体に提出し、中央協議会での審査・認定に備えます。

この間に、専門家（中央協議会委員）の現地調査等により指導・助言を実施する場合があります。

### **(3) 中央協議会による操業転換方針の審査・認定**

中央協議会は、提出のあった操業転換方針について、一定の審査基準により審査し、海洋環境の変動に対応した操業転換により収益性向上が図られ、新たな操業・生産体制への移行により収益性が確保されると判断される場合には、操業転換方針を認定します。

### **(4) 操業転換計画に基づく実証事業の実施、地域協議会による助言等**

地域協議会において事業実施者として選定された漁協等は、認定された操業転換方針に沿って漁業経営体ごとの具体的な操業転換計画を策定します。策定された操業転換計画が水産庁長官に承認されると、実証事業を開始することができます。

事業実施者が公募により実証事業に取り組む漁業者を選定した後、漁協等と漁業者とが用船契約または養殖生産契約を締結し、操業転換の実証事業を行います。

つまり、事業実施者となる漁協等と、契約の相手方となる漁業経営体が連携して、認定された操業転換方針および操業転換計画に沿った操業を行う必要があります。

また、地域プロジェクト運営者は、事業実施者や契約した漁業者と連携して、実証期間中は概ね6か月ごとに進捗状況を把握し、収益性確保が図られていない場合には、状況に応じた改善措置を含めた指導・助言を行う必要があります(※)。

なお、実施の条件として、実証事業により得られた成果等の情報の利用への同意、過去1年間に海事関係法令違反による死亡災害事故が発生していないこと、過去5年間に本事業要領等の規定に反する行為を行っていないこと等の条件があります。

※不漁を原因とするものなど、速やかな改善が困難な場合には、中期的な視点で助言することも考えられます。

## (5) 実証事業の事業期間と支援期間

### ① 事業期間

本事業は、5事業期間にわたり、認定された操業転換方針および操業転換計画に基づいて実証事業に取り組むものです。

1事業期間は、漁業にあつては1年を超えない期間、養殖業にあつては養殖の開始から出荷までの期間とします。

ただし、外的要因や新たな操業・生産体制への習熟に時間を要する等の理由により5年間で実証成果を判断することが難しい場合は、その原因及び改善策を明確にして認定改革計画の見直しを行った上で、最初の実施計画に基づく事業期間の開始から最後の実施計画に基づく事業期間の終了までを5年以上とすることができる。

### ② 支援期間

この事業により国から支援を受けられる期間は、漁業にあつては最長で3年、養殖にあつては最長で5年までです。ただし、一つの操業転換方針に基づく操業転換計画が複数ある場合、最初の計画に基づく支援開始から最後の計画に基づく支援終了までが5年を超えることはできません。

漁船漁業と養殖業を兼業する場合の事業期間の設定については、操業転換方針策定時に個別に水産庁及び水漁機構にご相談ください。

※地域協議会の活動経費については、改革計画の認定前及び支援期間(用船期間、契約期間)終了後であっても、予算の範囲内で支援を受けることが可能です。

## (6) 結果の取りまとめと報告

認定された操業転換方針及び操業転換計画の実施に併せて、地域協議会が事業実施者である漁協等と協力して履行状況の確認、次期事業期間に向けた改善策等の検討を行うとともに、操業転換計画の事業期間ごと(1～5事業期間の各期終了時)に操業転換計画の実施状況報告書を作成し、管轄都道府県及び事業主体を經由して水産庁長官に提出します。

また、操業転換計画に基づく事業開始日から3年及び5年(養殖業との兼業又は養殖業への転換の取組に係る実証事業については3事業期間及び5事業期間)終了時(※)には操業転換方針の実証結果報告書を作成し、都道府県及び事業主体を經由して水産庁

長官に提出します。操業転換方針に基づく実証結果報告書については、中央協議会にも報告していただきます。

併せて、資源評価及び資源管理を行うため、水産庁の指定する方法により、操業転換計画に係る魚種ごとに、漁獲量、大きさその他の漁業生産の実績等について報告していただきます。

※一つの操業転換方針に基づく操業転換計画が複数ある場合、最後の操業転換計画に基づく事業開始日から3年及び5年（3事業期間及び5事業期間）終了時。

#### **（7） 中央協議会による実証結果の検証**

中央協議会は、地域協議会からの実証結果の報告を受け、実証成果の検証や減価償却前及び償却後の利益の確保が図られていないときの改善策などについて、指導及び助言を行います。

#### **（8） 事業主体（水漁機構）による公表**

また、これらの取組による成果や効果については、事業主体がホームページでの公表により普及啓発に努めます。

### **2-3 事業の流れ【1-2の（5）の事業】**

ア) 「[マーケットイン型養殖業等実証事業の手引き](#)」をご参照願います。

イ) 「[養殖業成長産業化提案公募型実証事業](#)」をご参照願います。

ウ) 「[養殖業シナジービジネス創出事業](#)」をご参照願います。

### 3 注意事項

#### (1) 事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官が事業の中止及び既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることがあります。(※)

※既に事業が終了していた場合にも、同様に、助成金の全部又は一部について返還を命じることがあります。

- (ア) 事業実施者又は所有者等が漁業経営を中止したとき
- (イ) 事業実施者と所有者等が用船契約または養殖生産契約等を解除したとき
- (ウ) 事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき
- (エ) 事業実施者が実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき
- (オ) 事業実施者又は所有者等がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき（ただし、漁業法第28条の規定による処分を受ける場合を除く。）
- (カ) 事業実施者又は所有者等の所有する又は使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関に通報された又は地域漁業管理機関が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載されたとき
- (キ) その他水産庁長官が必要と判断したとき

#### (2) 助成金支払の留保

(1)の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する疑いがある場合には、その事実関係を確認するまでの間、水産庁長官が事業主体に対して、助成金の支払の留保を命じることがあります。

#### (3) 販売代金の管理等【1-2の(1)～(4)の事業】

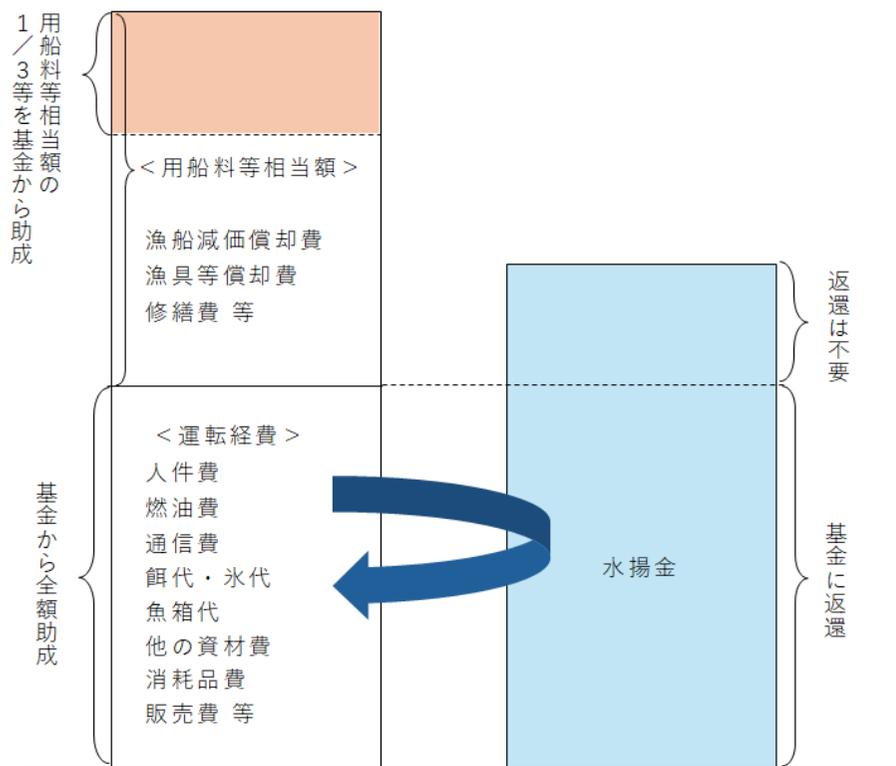
事業実施者は、事業期間中の漁獲物等の販売に係る代金（通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。）を助成金の返還に充てるため、事業期間ごとに特別勘定を設け、必要額を繰り入れることにより管理する必要があります。

なお、事業期間中であっても当該勘定に繰り入れられた漁獲物等の販売に係る代金を事業に要する経費の支払に充てることができます。

（基金から助成される運転経費等助成金は、事業期間ごとに全額返還する必要があります。また、収益納付規定に基づき返還を求められる場合があります。）

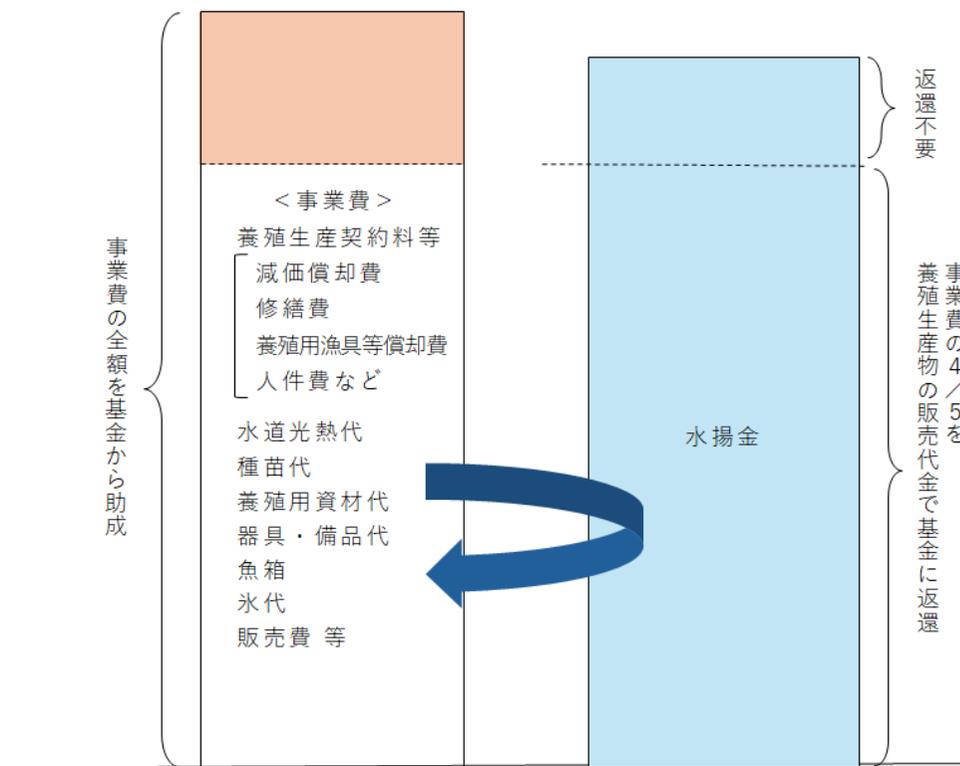
## もうかる漁業創設支援事業のイメージ図

### 【漁業の場合】



※事業管理費についても支援

### 【養殖業の場合】



※事業管理費についても支援